

○やまと広域環境衛生事務組合財務規則

(平成23年3月1日規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、財務に関する事務について、その能率的な運営と公正を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(予算規則)

第2条 予算の調整及び執行に関する事務の取扱いについては、御所市予算規則(昭和39年御所市規則第5号)の例による。

(会計規則)

第3条 前条に定めるものを除くほか、財務に関する事務の取扱いについては、御所市会計規則(昭和45年御所市規則第7号)の例による。ただし、同規則第4条の規定により任命する出納員及び現金分任出納員又は物品分任出納員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める職員とし、同規則第6条の規定の例により委任する事務は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

出納員	総務課長	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る物品の出納保管 3 公文書の写しの提供に係る実費徴収金の収納
現金分任出納員又は物品分任出納員	総務課の職員 (総務課長を除く。)	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る物品の出納保管 3 公文書の写しの提供に係る実費徴収金の収納

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年6月19日から適用する。